平成２２年（フ）第３５４９号
横浜市鶴見区大東町12番地７　トーア・シティ壱番館106
債務者　長嶋　秀喜
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　敏宏
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月22日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０７号
高知県南国市左右山453番地
債務者　山本　健彦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅康
4　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２９号
新潟市中央区寄居町707番地１
債務者　澁谷　清子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３９０号
山形市江俣３丁目16番12号
債務者　渡部由里子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９５号
山形県天童市天童中１丁目１番28号　コーポ越前202号
債務者　岩館　虎士
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０８号
群馬県邑楽郡明和町中谷192番地４
債務者　角田　　篤
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６７８号
埼玉県越谷市中町８番８号　カメリア106号
債務者　小西　　靖（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８９９号
埼玉県入間市大字野田678番地１
債務者　小林　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９００号
埼玉県所沢市大字上山口5023番地の１
債務者　上野とし子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９０４号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目18番５号
債務者　青柳　栄一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９０８号
埼玉県所沢市三ケ島５丁目1500番地の３　サンステータス三ケ島Ａ―102
債務者　伊藤　　敦
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９１６号
埼玉県所沢市大字山口2536番地の４　スカイハイツＡ―207
債務者　大塚　葉子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９１８号
埼玉県所沢市東所沢３丁目１番地の６　ＮＰＯ　ＳＳＳ所沢寮
債務者　野沢　芳範
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９２９号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目10番地の12　アイシンビル303
債務者　若月　幸広
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４６号
埼玉県坂戸市薬師町20番地１
債務者　齊藤　友昭
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４９号
埼玉県入間郡毛呂山町中央３丁目５番地11、前住所埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷643番地２　ジョイム毛呂山410号
債務者　藤原　義弘
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部